

議案参考資料

[令和5年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

水道局総務課 庶務係

議案名

議案第80号 桐生市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方公営企業法が適用される水道事業において、条例で定めることで、地方自治法の規定を準用させることができる事項について本条例で定めるため、所要の改正を行おうとするものです。

概要

地方公営企業法が適用される水道事業につきましては、地方自治法の適用除外規定があります。それらの適用除外規定中、条例で定めることで地方自治法を準用させることができる次の事項について、本条例中に当該規定を加えるものです。

- 1 職員の賠償責任の免除について、議会の同意を要する当該賠償責任に係る賠償額を10万円以上の場合とすること。

公営企業に従事する職員が市に損害を与えた場合で、当該損害が避けることのできない事情によるものであったことの証明を、市長が相当と認め免責しようとする場合に、議会に同意を要する賠償の額を定めるものです。

- 2 議会の議決を要する案件について「負担付き寄附又は贈与の受領を、価格100万円以上のもの」及び「市の義務に属する損害賠償の額の決定で、金額100万円以上のもの」とすること。

(施行期日：令和6年4月1日)

背景・経過

地方公営企業法第34条は、公営企業に従事する職員が市に損害を与えた場合の当該職員の賠償責任について、条例で定めることで、地方自治法の免責規定を準用できる旨を定めております。

また、地方公営企業法第40条第2項は、条例で定めることで、地方自治法の規定(負担付きの寄附、贈与の受領又は市の義務に属する損害賠償の額の決定等については、議会の議決を得ること)を地方公営企業の業務にも適用できる旨を定めています。